

学校における感染症の予防について

《学校安全法施行規則第18条・19条》

学校感染症にはそれぞれ出席停止の期間が定められています。感染拡大を防ぐためにご理解・ご協力をお願いいたします。

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう）	治癒するまで
第2種	インフルエンザ （特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳を消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染の疑いのおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の疑いのおそれがないと認めるまで
	その他の感染症（溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎、带状疱疹、RSウイルス感染症等）	病状により学校医その他の医師において感染の疑いのおそれがないと認めるまで ※条件により出席停止の措置が必要となりますのでご連絡ください

◎上記の疾病にかかっている疑いがある場合、速やかに医療機関を受診してください。

◎学校保健安全法第18、19条により、疾病にかかっている場合、またはかかるおそれのある場合出席停止扱いになります。登校が可能になりましたら、「登校申し出書」を提出してください（診断書ではないため、保護者記入で可）。それらの提出をもって出席停止扱いとさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

◎登校申し出書には医療機関の領収書、調剤明細書等、病院を受診したことが分かる書類のコピー添付が必要です。各書式は学校ホームページからダウンロードできます。ご家庭での印刷が難しい場合は学校までお問い合わせください。